

大田原市建設工事請負契約書作成の際の留意事項について

市ホームページに掲載している「大田原市建設工事請負契約書」については、記名押印のほかに受注者様において記入などが必要な箇所があります。以下の点にご留意のうえ、契約書を作成してください。

1 契約書（かがみ）中「4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯」については、様式「工事を施工しない日・時間帯の設定（未設定）通知書」を用いて担当課と協議した内容を別紙の記載例を参考に記入してください。契約書を提出する際は、様式「工事を施工しない日・時間帯の設定（未設定）通知書」に必要事項を記入し、市担当者確認印が押してあるものを一緒にご提出ください。

2 契約書（かがみ）中「6 契約保証金 円」の空欄部分の記載内容は、契約金額、契約保証内容により異なりますので、次の表を参考にしてください。

(1) 契約金額 500 万円未満（税込）の場合

記入内容	説明
免除	契約金額が 500 万円未満（税込）のときは、契約保証金は免除となります。

(2) 契約金額 500 万円以上（税込）の場合

契約保証内容	記入内容	説明
現金	現金の金額	契約代金の 1 割以上の現金を持参してください。なお、現金を持参する場合は事前に財政課までご連絡ください。
有価証券	担保（有価証券の提供）	具体的な有価証券の内容は記入しないでください。
銀行、保証事業会社等の保証書	担保（銀行等の保証）	銀行名や保証事業会社名は記入しないでください。
損害保険会社の履行保証保険契約	免除（履行保証保険）	保険会社名等は記入しないでください。
損害保険会社の公共工事履行保証証券	免除（公共工事履行保証証券）	保険会社名等は記入しないでください。

3 契約書中であてはまらない条文を削除してください。（ページの上部余白に押印を重ねて加筆）

※共同企業体での契約又は複数年契約の場合は、内容が異なりますのでお問い合わせください。

押印・加筆するページ	加筆内容	説明
かがみ	65 文字削除	「また、受注者が共同企業体を～請け負うものとする。」に取消線をひいてください。
1	第 1 条第 12 項の削除	左記内容を加筆の上、押印。 条文に取消線はひかないでください。
2	※契約金額が 500 万円未満の場合 第 5 条(A)及び(B)の削除	左記内容を加筆の上、押印。 条文に取消線はひかないでください。
3	※契約金額が 500 万円以上の場合 第 5 条(B)の削除	
18	第 41 条及び第 42 条の削除	左記内容を加筆の上、押印。 条文に取消線はひかないでください。
19	第 43 条の削除	左記内容を加筆の上、押印。 条文に取消線はひかないでください。
20	第 46 条(B)の削除	左記内容を加筆の上、押印。 条文に取消線はひかないでください。
23	第 52 条の削除	左記内容を加筆の上、押印。 条文に取消線はひかないでください。

- 4 分別解体等計画用紙 3 枚 (33~38 ページ) については、解体工事の有無にかかわらず、必ず添付してください。なお、解体工事が無い場合は、解体に要する費用を記入する欄に斜線をひいてください (3 枚とも)。
- 5 「仲裁合意書」(31 ページ) についても、記入、押印をお願いします。